

最高裁人総第1095号

令和4年3月11日

国税庁次長 殿

最高裁判所事務総局人事局長 徳岡 治

職員の交替について（照会）

別紙のとおり職員を交替させたいので、差し支えの有無を回答してください。

(別紙)

発令日	新官職	現官職	氏名	備考
[REDACTED]	東京高等裁判所事務局 人事課主任	関東信越国税不服審判 所 国税審査官	是枝 未希	[REDACTED]
[REDACTED]	関東信越国税不服審判 所 国税審査官	さいたま家庭裁判所越 谷支部 裁判所書記官	小野 博隆	[REDACTED]
[REDACTED]	広島高等裁判所事務局 総務課文書第二係長	広島国税不服審判所 国税審査官	山根 裕貴	[REDACTED]
[REDACTED]	広島国税不服審判所 国税審査官	広島家庭裁判所 裁判所書記官	玉木 啓太	[REDACTED]